

電波監理審議会（第1118回）議事録

1 日時

令和5年7月31日（月）15：00～16：33

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

金澤 直樹（総務課長）、後白 一樹（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

今川 拓郎（総合通信基盤局長）、荻原 直彦（電波部長）、

渋谷 闘志彦（総務課長）、中村 裕治（電波政策課長）、

小川 裕之（移動通信課長）、竹下 文人（監視管理室長）、

入江 晃史（移動通信企画官）

(4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

宮良 理菜（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 諮問事項	
① 電波法改正規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令案(ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた制度整備) (諮問第18号)	2
② 電波法施行規則等の一部を改正する省令案(狭帯域LTE-Advancedシステムの導入) (諮問第19号)	5
③ 周波数割当計画の一部を変更する告示案(狭帯域LTE-Advancedシステムの導入) (諮問第20号)	5
④ 700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案 (諮問第21号)	5
(3) 審議事項	
① 令和4年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果案	19
② 有効利用評価方針改定案	24
(4) 報告事項	
日本放送協会令和4年度決算の概要	30
(5) 議決事項	
電波監理審議会決定第1号の改正(案)	36
(6) 閉 会	39

開 会

○笹瀬会長 ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の7月期会議は、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題はお手元の資料のとおり、議決事項1件、諮問事項4件、報告事項1件、審議事項2件となっております。

それでは、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、よろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○笹瀬会長 よろしくお願ひいたします。それでは初めに、先日の御異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりますので、一言ずつ御挨拶をよろしくお願ひいたします。

○今川総合通信基盤局長 よろしいでしょうか。

○笹瀬会長 よろしくお願ひします。

○今川総合通信基盤局長 7月7日付で総合通信基盤局長に着任いたしました今川拓郎と申します。引き続きよろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 よろしくお願ひいたします。では、順次お願ひできますでしょうか。

○荻原電波部長 7月7日付で電波部長を拝命いたしました荻原と申します。先生方には引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

○渋谷総務課長 総合通信基盤局総務課長になりました渋谷と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中村電波政策課長 同じく7月7日付で電波政策課長を拝命いたしました中村でございます。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

諮問事項（総合通信基盤局）

（1）電波法改正規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令案（ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた制度整備）

○笹瀬会長 それでは議事を開始いたします。

諮問第18号「電波法改正規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令案（ローカル5Gのより柔軟な運用に向けた制度整備）」につきまして、入江移動通信企画官から御説明をよろしくお願いいたします。

○入江移動通信企画官 移動通信課移動通信企画官の入江でございます。

それでは諮問第18号について御説明させていただきます。まず資料の1ページ目を御覧ください。1の諮問の概要でございますけれども、ローカル5Gは自己の建物または土地内で所有者自らが構築・運用することを基本とする無線通信システムでございます。制度化から約3年を経過した現在、ローカル5Gを複数の利用者が共同で利用したいといった新たな利用形態に関するニーズや、免許手続や無線局検査の手続に関しまして簡素化してほしいというような、ローカル5Gの柔軟な運用に向けた要望が出てきたところでございます。

これを受けまして、令和3年12月から情報通信審議会におきましてローカル5Gの柔軟な運用等について審議が行われまして、今年1月24日に一部答申を頂いたところでございます。今回電波監理審議会に諮問する内容につきましては、この一部答申の中の、無線局の検査に係る手続の簡素化に係るもので

ございます。答申を頂いた場合には速やかに関係省令の改正を行いまして、公布日の施行とさせていただければと考えてございます。

1 ページ目は概要でございますけれども、ページを飛んで5 ページ目を御覧ください。今回電波監理審議会の必要的諮問事項となつてございます定期検査の簡素化について御説明いたします。5 ページ目、「無線局運用規則の一部改正」とタイトルがあるスライドでございますけれども、これについて御説明させていただきます。

現在では携帯電話事業者の全国5 Gも含めまして、電波法に規定いたします確認を受けた基地局の無線設備を対象にして、定期検査時に空中線電力等の測定を省略することができることになってございます。この電波法に規定いたします確認事項の内容につきましては無線局運用規則に規定されておまして、その中に基地局の監視制御機能及び運用体制について24時間365日にわたって保守運用体制を構築することが求められております。

一方、ローカル5 Gなどの基地局につきましては24時間365日常時運用しないものも存在しております。そういったものはこの条件を満たしていないということでございまして、定期検査の簡素化に係る規定の対象から外れておりました。

今般の改正案によりまして、ローカル5 G及び自営等BWAの基地局を対象としまして、常時運用していない基地局でございまして、運用時間中の保守運用体制が構築できている基地局の無線設備につきましては、定期検査の簡素化の対象としたいという改正案となつてございます。

なお、情報通信審議会の一部答申を1月に頂いておりますけれども、それを踏まえた改正案、制度整備案につきましては本年6月13日から7月12日まで30日間の意見募集を実施しまして、15件の意見提出がありました。

またページを飛んでいただいて8 ページ目を御覧ください。8 ページ目から

25ページ目まででございますけれども、一部答申を踏まえた制度整備案につきまして意見募集を実施した結果と、それに対する総務省としての考え方を示しております。今回の諮問の対象箇所に係る修正意見等、このパブリックコメント上はございませんでした。ですが、全般的に今回の改正、ローカル5Gの柔軟化に対する対応については賛同意見が多く見受けられました。総務省といたしましては、引き続きローカル5Gの柔軟化に努めていきたいと考えてございます。

26ページ目以降は参照条文、28ページ目は諮問書、そして29ページ目に改正省令案ということで添付しておりますけれども、時間の関係上、説明は割愛させていただきたいと思っております。

以上、簡単ですが、私からの説明は終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは御質問、御意見がございましたらよろしく申し上げます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 趣旨に関しては賛成です。引き続きローカル5Gの普及に向けて色々な手当てを御検討いただきたいと思います。その中で今回の検査簡素化に関して、現状ローカル5Gの免許人が140程度という記載がありますが、この中で概ね何割ぐらいが本件によって救われるとの想定でしょうか。

○入江移動通信企画官 御質問ありがとうございます。こちらのデータは持ち合わせておりませんので、その140者のうち何者ぐらいが救われるかということに関してはデータを持ち合わせておりません。

ただ、定期検査はどのローカル5Gの免許人も定期的に検査を受けますのでやらなければいけないということなのでございますけれども、一定数は今回の改正が認められれば、24時間365日運用していない、データは持ち合わせ

ておりませんけれども、ほとんどのローカル5Gの免許人がそうではないかなと推測はしておるところですけれども、かなりの数の免許人がこの制度のメリットを享受するということと言えるのではないかと考えております。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。それでは長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。望まれている改正になると思いますので期待しています。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 時宜を得た改正案であり、賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 合理的な趣旨の改正だと考えておりますので賛同いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私もこれは合理的な意見だと思いますので賛同いたします。よろしくお願ひします。

ほかに追加の御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、諮問第18号は諮問のとおり改正することが適当である旨の答申をしたいと思います。どうもありがとうございました。

○入江移動通信企画官 ありがとうございます。失礼します。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（狭帯域LTE-Advancedシステムの導入）

(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（狭帯域LTE-Advancedシステム

の導入)

(4) 700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案

○笹瀬会長 それでは続きまして、狭帯域LTE-Advancedシステムの導入に関する説明を3件続けてお願いします。

1件目は諮問第19号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案（狭帯域LTE-Advancedシステムの導入）」、2件目は諮問第20号「周波数割当計画の一部を変更する告示案（狭帯域LTE-Advancedシステムの導入）」、3件目は諮問第21号「700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案」です。この3件の諮問に関しまして、小川移動通信課長及び中村電波政策課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○小川移動通信課長 それでは移動通信課の小川から、まず諮問第19号につきまして御説明させていただきます。

資料の1ページを御覧いただければと思います。電波法施行規則等の一部を改正する省令案（狭帯域LTE-Advancedシステムの導入）に関するものでございます。

まず、1番の諮問の概要でございますが、携帯電話用周波数の需要拡大に対応するために、情報通信審議会において狭帯域LTE-Advancedシステムの技術的条件の検討を行ってまいりました。今般、本年6月に情報通信審議会からの一部答申を頂きまして、狭帯域LTE-Advancedシステムの導入に向け、700MHz帯携帯電話用周波数の拡張、チャンネル間隔3MHzの追加、及び指定無線設備に係る700MHz帯の周波数を拡張する等の所要の関係規程の整備を行うものでございます。

2番の改正概要を御覧いただければと思います。3点ございまして、このう

ちの上2つ、ゴシックで書かれているところが必要的諮問事項でございます。

まず1点目、狭帯域LTE-Advancedシステム導入のための700MHz帯携帯電話用周波数を拡張するとともに、利用可能なチャンネル間隔に3MHzを追加するための無線設備規則の一部改正。それから、不法開設を防止すべき無線設備の対象周波数の追加等の電波法施行規則の一部改正。このほか、特定無線設備に係る規定の整備として、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則について一部改正を行うものでございます。

3番の施行期日でございますが、答申を頂いた場合は速やかに改正を予定しております。公布日の施行を予定しているものでございます。

4番の意見募集結果ですが、本件に係る意見募集の手続につきましては、本年6月22日から7月21日までの期間において実施済みでございます。6件の意見の提出があったものでございます。

それでは2ページから概要について説明をさせていただきます。まず、(1)の700MHz帯携帯電話用周波数の拡張でございます。これにつきましては赤枠でくくった周波数、715MHzから718MHz、こちらは上りの帯域ということで端末から基地局に向けた通信、770MHzから773MHz、これは下りということで基地局から端末に向けた通信。この周波数の拡張を行うものでございます。当該帯域の周辺には特定ラジオマイク、それから地上デジタルテレビジョン放送、ITSの割当てがございますが、これらとの共用条件等を検討するために情報通信審議会にて技術的条件の検討を行ってきたものでございます。

併せまして、国際的に標準化されております3MHz間隔を700MHz以外の周波数帯、800MHz帯・900MHz帯・1.7GHz帯にも併せて追加するものでございます。

続きまして3ページ目を御覧ください。指定無線設備に係る700MHz帯

の周波数拡張等に係るものでございます。こちらにつきましては、電波法施行規則第51条の2の2におきまして、電波法第102条の13第1項の規定に基づきまして、不法無線局としての使用が多い無線機器につきまして、指定無線設備として具体的な種別と周波数を指定することとしております。この指定無線設備につきましては、販売の際に小売業者は購入者に対しまして無線局免許が必要であることを告知することを定めているものでございます。

この指定無線設備は現在①から④まで4種類指定されているものでございますが、今回の改正におきましては、③の携帯電話中継装置につきまして、先ほど申し上げました携帯電話用周波数の拡張に伴い、指定周波数を一部変更すること、④のパーソナル無線につきましては平成27年に既に制度が終了しており、不法無線局の確認件数も近年極めて少なくなっていることから、指定無線設備から削除するものでございます。

4ページ目は参考でございますが、LTE-Advancedシステムの主な技術基準として、赤字の部分が追加・変更を行う箇所でございます。

続きまして5ページを御覧ください。本件に係る意見募集に対して提出された意見と総務省の考え方を示しているものでございます。意見の提出件数は6件。法人5件、個人1件でございますが、いずれも本件に関する賛同意見ということで頂戴しているところでございます。

以降、参考条文、それから諮問書、改正案等がございますが、説明は割愛させていただきます。

諮問第19号につきましては説明は以上でございます。

○中村電波政策課長 それでは続きまして電波政策課長の中村から、諮問第20号、周波数割当計画の一部を変更する告示案につきまして御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

本件でございますが、先ほど移動通信課から説明のございました諮問第19

号と同様に、700MHz帯におきまして狭帯域LTE-Advancedシステムの導入に係る規定の整備を行うものでございます。

資料の2ページ目を御覧いただければと思います。周波数割当計画におきましてはFDD方式の携帯電話用の周波数を規定する別表10-2がございしますが、これを変更いたしまして、陸上移動局用と基地局用、いわゆる上りと下りでございしますが、このそれぞれの周波数につきまして割当て可能な周波数を拡張するものでございます。

資料の1ページ目にお戻りいただければと思います。3、施行期日についてでございます。答申を頂けましたら速やかに周波数割当計画を変更したいと考えてございます。

また4、意見募集の結果でございます。意見募集につきましては諮問第19号と同時期に行いました。周波数割当計画の一部変更案に関する意見は特にございませんでした。

以上、諮問第20号の御説明となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○小川移動通信課長 続きまして諮問第21号につきまして、再び移動通信課の小川より御説明を差し上げたいと存じます。資料を御覧いただければと思います。

資料の1ページでございますけれども、700MHz帯における移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める告示案でございます。諮問の概要につきましては、先ほど申し上げましたとおり、情報通信審議会より狭帯域LTE-Advancedの技術的条件について一部答申を受けたところでございます。また、総務省におきまして、移動通信システムの周波数利用に関するニーズ調査を本年3月に実施したところ、700MHz帯における移動通信システムの周波数利用に対するニーズが示されたところでございます。

以上のような背景を踏まえまして、700MHz帯における移動通信システムの普及のための周波数の割当てを早期に実施するため、特定基地局の開設に関する指針の制定を行うものでございます。

2の制定概要については今申し上げたことと重複いたしますので、省略いたします。

3の施行期日でございますが、答申を頂いた場合は速やかに制定予定としておりまして、公布日の施行を予定しているものでございます。

なお、本件告示案の策定に当たりましては、これも同じ期間でございますが6月22日から7月21日まで意見募集を行い、29者から意見の提出があったところでございます。

それでは、資料に基づきまして概要について御説明いたします。2ページ目は表紙ですので、3ページ目まで進めていただければと存じます。

700MHz帯における3MHzの周波数の割当てということで、700MHz帯は広いエリアカバーが可能な、いわゆるプラチナバンドでございます。このため、携帯電話への割当てに向けまして、情報通信審議会で既存システムとの共用条件について検討を行ってまいりました。今般6月21日に情報通信審議会からの一部答申を頂きまして、700MHz帯の周波数の割当てに向けて、開設指針案のパブリックコメントを実施したものでございます。

割当て予定の700MHz帯につきましては、先ほど来御説明しております715MHzから718MHzそれから770MHzから773MHzの、3MHz幅の上り下りの組合せでございます。開設計画の認定期間は10年間としております。この帯域の隣接帯域におきましては特定ラジオマイク、地上デジタルテレビジョン放送、それからITSが使用されているということでございまして、情報通信審議会でも、干渉がないかどうか、その共用条件について技術的検討を実施してまいったものでございます。

今般、情報通信審議会から御答申を頂きました主な共用条件といたしましては、地上デジタル放送の受信障害対策（フィルタ挿入等の工事）、基地局を稠密に開設するエリア設計、携帯電話端末の送信電力制御、基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置等について、共用条件として答申を頂いているところでございます。

続きまして4ページ目を御覧ください。こうしたことを踏まえまして、開設指針案におきましては、申請者が必ず満たすべき絶対審査基準を定めることとしております。4ページはその案でございますが、①から⑰までの17の基準を案として定めているものでございます。

まずエリア展開に関しまして、①として、認定から10年後までに各総合通信局管区で人口カバー率80%以上とする計画を有することを定めております。

設備として②③がございしますが、特定基地局の設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する事。電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有すること等を定めております。

また、周波数の経済的価値、④に関しましては、特定基地局開設料の金額が年額でこちらでお示ししております式で示される額以上であることを示しているところでございます。こちらにつきましては、諸外国のオークション結果から今回の割当て幅、認定期間等で補正した額に、700MHz帯の対策費等の実績も勘案して、こういった式をお示ししているところでございます。

財務につきましては、⑤といたしまして、必要な資金調達の計画、及び認定の有効期間の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有することとしております。

コンプライアンスにつきましては、⑥法令遵守、個人情報保護、利用者利益保護のための対策、また体制整備の計画を有することを定めております。

サービスにつきましては、⑦と⑧として、MVNOに対する特定基地局の利

用の促進、低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有することとしているところでございます。

混信対策につきましては⑨から⑮で規定しておりますけれども、先ほど申し上げました情報通信審議会からの答申を踏まえまして、地上デジタル放送の受信障害対策を行う計画を有すること等をここで求めているところでございます。

その他につきましては、⑯として、同一グループの企業から複数の申請がないこと、⑰として、割当てを受けた事業者が既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしていないことを定めているものでございます。

続きまして5ページ目を御覧ください。申請者が複数の場合に実施いたします比較審査につきましては、この比較審査基準の審査項目と配点案を示しているものでございます。本開設指針案では、「エリア展開」「公平性・競争促進」「周波数の経済的価値」「高度化」の4つのカテゴリーに分けて比較審査項目を設けているものでございます。このうち電波の有効利用の観点からはⅠのエリア展開やⅢの周波数の経済的価値、Ⅳの高度化のカテゴリーを設けているとともに、電波の公平な利用を確保する観点からⅡの公平性・競争促進というカテゴリーを設けているものでございます。

Ⅱのカテゴリーでは、パブリックコメント時には公平性という表現をしていたところございますが、公平性に加えまして競争促進という文言を追加させていただいております。本カテゴリーにつきましては、いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないことを項目として設けることによりまして、特定の事業者への周波数の集中を防ぎ、電波の公平な利用の下で事業者間の競争を促すことにもつながるという観点から設けているものでございまして、こうしたことを踏まえまして、競争促進という用語を追加させていただいたものでございます。

これらの4つのカテゴリーでございますが、いずれも電波法の目的に照らし

て極めて重要な項目であると考えているところでございます。したがって、基本的には同じ配点として、各カテゴリー24点を基本としているところでございますけれども、このうちIのエリア展開の部分のみ、デジタル田園都市国家インフラ整備計画が本年4月に改訂され、道路カバー率に関する整備目標が新たに設定されたことを踏まえまして、道路カバー率を比較審査項目に追加することとしております。このため、他のカテゴリーよりも4点配点を高くして28点としているものでございます。

以上申し上げましたIからIV、項目で言いますとAからGの審査をした結果として総合点が同じ申請者が存在する場合に、その他、Hで示しております、認定から10年後における全国の面積カバー率がより大きいことによりまして、比較審査を行うこととしているところでございます。

続きまして資料の6ページでございますけれども、比較審査基準及び評価の判定方法を示しているものでございます。こちらにつきましては次の7ページと併せて説明させていただきます。7ページを御覧いただければと思います。比較審査の配点方法につきましては、AからC、これはエリア展開に関するもの、それから項目E、これは周波数の経済的価値に関するもの、それからその他のHにつきましては比較評価を行い、等分配点による評価を行うこととしております。等分配点方式についてはこの下の式を御参照いただければと思います。

そのほか、Dの項目、これにつきましては公平性・競争促進の項目でございますが、こちらにつきましてはいわゆるプラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高点の24点、割当てを受けている場合は0点としております。

それからFとG、高度化に関するところの項目F、5Gとキャリアアグリゲーションに関する国際標準化提案を行うことにつきましては、その計画を有している場合は最高点の12点、有していない場合は0点。またGの高周波数帯（sub 6・ミリ波）と組み合わせた整備につきまして、計画を有している場

合は等分配点方式、有していない場合は0点としているものでございます。

続きまして、意見募集で出された意見とそれに対する考え方でございます。開設指針案に対しまして29件、法人10件、個人19件の意見が提出されております。時間の関係で主なものを紹介させていただくことでお許しいただければと存じます。

まず、提出意見のうち、700MHz帯の周波数割当て全体についてでございますが、意見提出者からは賛同意見ということで頂戴しているところでございます。

また、絶対審査基準の①のエリア展開につきましては、平成24年の700MHz帯の指針について認定後7年で80%、今回につきましては認定後10年で人口カバー率80%ということで、緩和されているのではないかという御指摘を頂いているところでございます。また、人口カバー率、道路・面積カバー率の絶対審査基準を適正な目標値に変更すべきではないかという御意見を頂いております。これにつきましては、人口カバー率については算出方法が当時と異なっていることから、一概に比較することは困難です。また道路カバー率や面積カバー率については比較審査基準で考慮することとしております。

そのほか絶対審査基準につきましては、③設備、⑤財務に関する御意見、それから混信対策に関する御意見をそれぞれ頂いているところでございますが、いずれも絶対審査基準において確認することと、四半期ごとに認定計画の進捗状況について継続的に確認を行っていくことにしているところでございます。

比較審査基準につきまして何点か御意見を頂いております。このうちⅡの公平性・競争促進につきましては、比較審査基準Dについて、プラチナバンドを割り当てていない事業者へ高配点を与えてしまうと他の項目で挽回することは困難ではないかといった御意見や、また同様に、Ⅳの高度化に関する御意見の中でも、高周波帯と組み合わせた整備につきまして、高周波帯について割当て

がない者につきましては0点になるのではないかといった御意見がございました。こちらにつきましては、プラチナバンドの割当てを受けている事業者や高周波帯の割当てを受けていない事業者についても開設計画を申請することは可能であり、これらのカテゴリーのみならず、エリア展開、あるいは周波数の経済的価値のカテゴリーを含めて、総合的に比較審査を行うこととしているところでございます。

意見募集の全ての内容につきましては12ページ以降にお示ししているところでございます。また、参照条文等につきましては28ページ以降にお示ししておりますが、時間の関係で割愛させていただきます。

以上、諮問第19号から21号の御説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

では3件まとめた御質問、御意見を伺いたいと思いますが、委員の方からそれぞれの諮問に関係するかを一言だけ言っていただいて、質問をよろしくお願いいたします。それでは最初に大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。

3件とも趣旨賛同です。特に21号に関してはスムーズな手続をお願いしたいと思います。

21号に関して一点だけ。頭の体操になりますが、先ほど絶対審査基準と比較審査基準の御説明を頂きました。比較審査基準は複数の手が挙げた場合ということだったのですが、例えば一者しか手が挙がらない場合は絶対審査基準のみで判定するということでよろしいでしょうか。

○小川移動通信課長 御質問ありがとうございます。御認識のとおりでございます。申請者が仮に一者の場合につきましては、絶対審査基準に照らして審査をするということでございます。

○大久保代理 ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

では、私からも今の点を再度、お聞きしたいんですけれども。比較審査の中で、例えば4番目ですかね、5Gとかキャリアアグリゲーション利用に関する国際標準化の提案をすとか、あるいは、sub 6とかミリ波に対する組合せの整備を行うことに関して、もし一者しか応募がなくてこういう提案もなし、それから整備もしないというものが出てきた場合に関しても問題なしとして対応されるのでしょうか。

つまり、比較審査において、0点がつくものがあった場合に関しては何かコメントを出すとか、そういうことは考えておられるのでしょうか。

○小川移動通信課長 今の質問にお答えいたします。一者の場合はこの比較審査の基準に基づいて審査することにはならないわけですが、申請者が申請する開設計画において、こういった記載について確認していくことになるかと思えます。

○笹瀬会長 分かりました。そうすると、比較審査は1者しかないと行わない可能性はあるものの、一者しか応募しないという保証はないので、そういう意味では他者が出てくる場合に関しては、当然申請する者はいい点を取るために頑張ると判断で、当然高度化に関しても何らかの対応がある、という仮定の下で検討されているという理解でよろしいでしょうか。

○小川移動通信課長 全く御認識のとおりでございます。

○笹瀬会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。プラチナバンドはとても強く望まれている周波数だと思いますので、きちんと競争の中でそこを入手するところが出てくるといいなと思っています。特に異論はございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も、諮問第21号についてでございます。既に委員の先生からのご指摘とかぶりますが、資料の5ページで、今回、公平性・競争促進として、24点という相当高い得点が割り振られておりますが、この点について、一言させていただきたいと存じます。

周波数は、有限かつ希少な資源であるとともに、移動通信事業者にとって事業活動の源泉でございますので、その割当てにあたっては、電波法1条や27条の12にございますように、移動通信事業者間の公平性に特に配慮する必要性、つまり、各移動通信事業者に対し、公平に周波数の利用機会を保障する必要があることは私も重々承知しており、大事なポイントかと存じます。今回の配点にはそのような法目的も重視されたのかなと存じます。そして、そのこと自体は妥当と考えます。と申しますのも、少し旧聞に属しますが、かつて電波政策2020懇談会報告書においても、「開設計画の審査基準において・・・新規参入等による競争促進を含めた当該周波数を用いる事業者間の公平性の観点を考慮すべきである。」との記述がございましたし、実際の割当てにおいても、「割当済周波数における1MHzあたり契約数」が審査項目とされてきたのは、公平性に配慮していたがためと思われまます。

このように、公平性に配慮して、周波数獲得の機会をも付与するということはきわめて重要ですが、他方で、それが結果の平等に転嫁してしまう、少なくともそう受け取られてしまう、開設計画の段階からやる気がなくなってしまう、ということは、避けなければならないと存じます。その意味で、私はいわば一社応札ではなく、競願性をしっかり確保することが大事だと思ってございまして、競願性があることによって開設計画は一層洗練化されると存じます。そしてその競願があった場合には、公平性だけでなく、その割当てが、電波法のもう一つの柱であります、当該開設計画・割当てが電波の能率的利用にかなっている

かについても、十分ご配慮して審査していくことは重要なことだと思いますし、これらの点は、いうまでもないところではございますが、十分目配りをお願いしたいと存じます。そして今後、実際の割当ての際に、我々が個々の事業者の開設計画を比較審査することとなった場合には、そこはきっちり見させていたいただきたいと思っております。以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○小川移動通信課長 ただいまの林委員の御指摘は非常に重要な御指摘だと認識しているところでございます。委員御指摘のとおり、周波数の公平な利用の下での競争を促進する観点、あるいは競争性を担保することは非常に重要なことだと思っております。そういったことを心得て、今後の審査に臨んでまいりたいと考えております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。林委員、よろしいでしょうか。

○林委員 よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 それでは矢嶋委員、御意見いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。基本的には賛成しております。諮問21号についてだけ、ちょっと念のための確認をさせていただきます。

5 ページ目の比較審査基準の審査項目のⅣ、高度化のG、高周波数帯と組み合わせた整備についてですけれども、これは既に高周波数帯を割り当てられて事業をしていることについて評価するものだと理解しているんですが、そのように評価する理由をもう少し教えていただければと思います。

○小川移動通信課長 御指摘ありがとうございます。この項目Gにつきましては、開設計画の申請者におきまして既に高周波数帯の割当てを受けている場合は、当然当該申請者がその周波数帯の有効利用を図っていることを確認する必要性があるということで、割り当てられている既存の申請者・事業者同士の比較を念頭に置いているものでございます。

○矢嶋委員 割り当てられていないとそもそも0点になってしまうので、割り当てられている業者を一定程度優先して取り扱うように読み取れてしまうように思っているんですけども、やはり、高周波数帯を既に割り当てられて事業をしていることは、その事業者の事業の規模を評価することになるのでしょうか。

○小川移動通信課長 説明が若干不十分で申し訳ございません。

携帯電話の整備につきましては、多様な周波数、低い周波数から高い周波数まで組み合わせて整備されるべきものと考えておりまして、そういった観点からこの項目を設けているということでございます。

○矢嶋委員 今の御説明でよく分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

私もこの提案でよろしいと思いますので、どうぞよろしく願います。先ほど林委員がおっしゃったように、やはり公平性と競争促進は非常に重要ですので、そういう面では慎重な審議をどうぞよろしく願います。

ほかに追加の御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第19号、20号及び21号は、諮問のとおり改正、変更、制定することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、有効利用評価に関する議事に入りますので、出席されない職員の方は退室をよろしく願います。

(総合通信基盤局職員(一部)退室)

審議事項

(1) 令和4年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果案

○笹瀬会長 それでは議事を再開いたします。

次の議題は「令和4年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果案」につきまして審議を行いたいと思います。本評価結果案につきましては、6月22日木曜日から、7月21日金曜日まで意見募集を行いまして、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案の作成につきまして、部会において対応いただきました。それでは林部会長から説明をよろしく願いたします。

○林委員 有効利用評価部会長を拝命しております林でございます。お手元の審議資料の資料1を用いまして御説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。令和4年度の714MHz以下の周波数帯に係る評価結果案につきましては、意見募集の結果、計5件、内訳は法人から1件、個人から4件の意見提出がございました。去る7月25日開催の部会におきまして意見募集の結果を踏まえて検討を行いまして、ここに電波監理審議会の考え方案を作成しております。提出された意見の内容でありますとか、それに対する電波監理審議会の考え方の案につきまして、詳細は事務局から御説明をお願いいたします。それではよろしく願いたします。

○宮良幹事 有効利用評価部会事務局の宮良でございます。

それでは提出された意見、意見に対する電波監理審議会の考え方案につきまして、1ページ目からの表に基づきまして御説明させていただきます。

まず、No1から3につきましてはソフトバンクから提出があった御意見でございます。

No1の御意見は、総論として、電波の利用状況調査は電波の有効利用のさ

らなる推進につながることから有意義であること。新たに電波監理審議会において有効利用評価方針が示され、当該方針においてはデジタル化の取組状況等を評価することになっていること。このような取組を活用し、デジタルへの移行を加速していくことが重要との御意見でございます。

本意見に対する考え方としましては、右側に記載してございますけれども、評価方針にも沿った内容として、賛同意見として承っております。

続いてN o 2につきましては、デジタル化の推進について、本評価結果案では複数のシステムにおいてデジタル化が進展しているなどの評価がされているが、総務省が公表している「国等の電波の利用状況」によると、さらなる効率化の余地、つまりデジタル化をさらに進めていく余地があるのではないかと考えた御意見かと考えますが、このような御意見。また、デジタル変革時代の電波政策懇談会公共用周波数等ワーキンググループにおいて、デジタル化を継続的に推進していくことが重要と示され、2ページ目でございますが、少なくとも年1回はフォローアップすることが重要ではないかとの御意見でございます。

1ページ目に戻りまして、これに対する考え方といたしましては、デジタル化の主なメリットとして、周波数利用効率の向上やクリアな音声通信の実現等々が期待され、機器の更新時期等に合わせて対応していくことが望ましいこと。2ページ目に移りますが、各電波利用システムに固有の何らかの事情によりデジタル化が進まないケースも見受けられるため、電波利用システムや免許人の詳細な背景等を考慮するなど、より多面的な評価の可能性について検討してまいること。また、公共業務用無線局につきましては、デジタル変革時代の電波政策懇談会の報告を踏まえ、今後は毎年、総務省が実施する調査結果に基づき評価を実施してまいるとの考え方としてございます。

続いてN o 3、重点調査に関する御意見でございます。重点調査の対象システムについては、パブリックコメント等による意見を反映できる仕組みとする

ことが必要ではないかという御意見。また、過去、重点調査対象となったシステムは2年後の次回調査において進捗等を評価するなどのフォローアップが可能な仕組みを設けることが望ましいのではないかと御意見でございます。

考え方といたしましては、重点調査の対象システムは総務省が設定を行うものですが、頂いた御意見については今後の評価の際の参考とさせていただくとさせていただきます。

続きまして3ページ目のNo.4以降につきましては個人の方から御意見を頂戴いたしております。詳細な御説明は割愛させていただきますが、No.4の御意見など、評価結果案に関する御意見については評価の考え方を示しつつ、今後の評価の際の参考とさせていただくといった考え方を示してさせていただきます。

また、4ページ目のNo.5など、意見募集の対象外となるような意見もございましたが、No.5の携帯電話に関する御意見につきましては、なお書きにおいて、本年3月の携帯電話等の評価結果における評価内容を加えるなど、補足的な内容につきましても考え方に示してさせていただきます。

駆け足となりましたが、事務局からの説明は以上でございます。林部会長へお返しいたします。

○林委員 宮良さん、どうも御説明ありがとうございました。

部会からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○笹瀬会長 林部会長、どうもありがとうございました。

それでは御意見、御質問はございますでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。特に意見や質問はございません。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田からも特にございません。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からも特段意見はございません。よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。宮良さん、どうもありがとうございます。林部会長もありがとうございます。よくまとまっていると思いますので、私もこれでいいと思います。

○林委員 ありがとうございます。

○笹瀬会長 何か追加の御意見等はございますか。よろしいでしょうか。林部会長、よろしいでしょうか。

○林委員 大丈夫でございます。ありがとうございます。

○笹瀬会長 それでは、ほかに御意見はないようですので、令和4年度電波の利用状況調査に係る電波の有効利用の程度の評価結果案及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては議案のとおりということで、本評価結果について資料のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、決定しました本評価結果につきましては、電波法第26条の3の第4項に基づきまして、総務大臣に御報告するとともに、本評価結果及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、この審議会終了後に公表したいと思います。資料の公表につきましては事務局で御対応をよろしくお願ひいたします。

また、林委員におかれましては部会において案の整理等をどうもありがとうございました。また、大久保会長代理、長田委員、矢嶋委員におかれましても、いろいろ御意見を頂きましてありがとうございました。

それでは本審議事項に関しましてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(2) 有効利用評価方針改定案

○笹瀬会長 それでは引き続きまして、「有効利用評価方針改定案」につきまして審議を行います。本改定案につきましては6月22日から7月21日まで意見募集を行いまして、提出された意見の取りまとめ及び意見に対する当審議会の考え方の案の作成につきまして、部会において御対応いただきました。林部会長からまた御説明をよろしく願います。

○林委員 先ほどはどうもありがとうございました。

続きまして、お手元の審議事項の2の資料1を用いまして御説明させていただきます。1ページを御覧ください。有効利用評価方針の改定案につきましては、これも意見募集の結果、計7件、内訳は法人から6件、個人1件の意見提出がございました。本意見募集の結果につきましても去る7月25日の部会において検討を行いまして、電波監理審議会の考え方の案を作成しております。提出された意見の内容、電波監理審議会の考え方の案につきましては、これも本件の詳細は事務局の宮良さんから御説明をお願いいたします。よろしく願います。

○宮良幹事 それでは事務局、宮良でございます。

提出された意見、意見に対する電波監理審議会の考え方案につきまして御説明させていただきます。

意見募集の結果、評価基準の明確化などに対する賛同意見も多く頂戴しております。これに対する考え方といたしましては、賛同意見として承っております。

本日は評価基準に関する御意見を中心に御説明申し上げます。

まずNo1、2につきましてはNTTドコモからの御意見です。No1は賛同の御意見、No2を御覧ください。前段は賛同の御意見でございますが、後

段につきましては、安全・信頼性の確保に関する評価基準について、将来の計画や前年からの改善状況だけではなく、これまでの技術導入状況や設備増強などの総合的な取組を勘案した基準を希望するとの御意見でございます。

意見に対する考え方といたしましては、右側でございますが、昨今の情勢、例えば大規模通信障害などの情勢に鑑みて、災害対策や通信障害に係る安心・信頼性の確保については前年度に比べて改善が見られること、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいくことが重要と考えられることから、原案のとおりとする旨、また、なお書きにおきまして、評価方針につきましては利用実態や技術の進展等を踏まえ、適時適切に見直しを行っていくとの考え方を示してございます。

2 ページ目でございます。N o 3、4 は K D D I からの御意見で、N o 3 は賛同意見、N o 4 を御覧ください。N o 4 につきましては、データトラヒックの評価基準に関する御意見でございます。御意見の概要といたしましては、K D D I では 2.3 GHz 帯において国内初のダイナミック周波数共用による運用を行っているところ、一次利用者、つまり放送事業者などの一次利用者の利用に応じて基地局の停波が行われる。このためトラヒックが減少となる場合があります。また、本年6月に基地局免許を取得したことから、今年度の評価には直接関係はないものの、次年度以降の評価に当たっては、トラヒックの減少の可能性について考慮し、継続検討を頂きたいとの御意見でございます。

考え方といたしましては、ヒアリング等で実態を把握の上、今後の評価の際に参考とさせていただくとしてございます。

続いてN o 5 から9まではJ T O W E R からの御意見です。N o 5 は賛同意見、N o 6 はインフラシェアリングの定義の明確化に関する御意見です。シェアリングの形態といたしまして、無線機及びアンテナ等の無線設備を共用するシェアリング形態、また、土地及び鉄塔等を共用し無線設備は携帯電話事業者

が個々に設置するシェアリング形態があるところ、御意見としては後者についても電波の有効利用に寄与する面があることから、件数として計上すべきとの御意見です。

意見に対する考え方としましては、総務省が行う調査に係る御意見であり、本件の対象外としてございますが、なお書きにおきまして、総務省の調査における定義を記載してございます。J T O W E Rからの御意見にある2つのシェアリングについてはいずれも調査対象となっている旨を示してございます。

続いてN o 7でございます。N o 7はインフラシェアリングの実施主体を区別した評価に関する御意見です。実施主体につきましては、携帯キャリア主導か、J T O W E Rといったインフラシェアリング事業者かによって区別できること。インフラシェアリング事業者ではよりスピーディーに広く普及することで有効利用に寄与する効果があるため、a 評価の基準である「新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる」との評価要素として、インフラシェアリング事業者の活用度を包含することが必要ではないかとの御意見でございます。

考え方といたしましては、現時点で評価基準には含めておらず、実施主体を区別した評価は慎重であるべきとの意見もございまして、考え方としては、実施主体を区別した評価は現時点で想定していないが、今後の参考とさせていただくとの考え方でございます。

N o 8につきましては、インフラシェアリングの評価項目は5 G 基地局におけるインフラシェアリングとしているところ、5 Gに限らず4 Gについても評価することが適切ではないかとの御意見です。

考え方としましては、インフラシェアリングについては、総務省が実施する調査において5 G 基地局を対象に調査を行っていることから、5 G 基地局の有効利用評価方針を定めていること。4 G 基地局のインフラシェアリングについては、今後総務省における調査の際に参考とされるものと考えるところとしてござい

ます。

N o 9 はまとめの意見でございまして、これより前に個々の考え方を示してございますので、今後の参考とさせていただくとしてございます。

4 ページ目でございます。N o 1 0、1 1 はソフトバンク、Wireless City Planningからの連名での御意見でございます。N o 1 0 の前段は賛同意見、なお書きの御意見について、3 G から 4 G ・ 5 G へのマイグレーションについては、評価の際に考慮されるものと理解しているという意見、また、今後、技術の進展や実態を踏まえて、必要に応じて見直しをしてほしいとの御意見でございます。

考え方としまして、後段のマイグレーションの御意見については、昨年度の評価結果で検討課題として挙げられてございますので、周波数の利用実態等をヒアリング等で把握の上、評価の在り方について検討してまいること。また、なお書きにおきましては、評価方針の適時適切な見直しを行ってまいるとの考え方としてございます。

続きましてN o 1 1 でございます。前段は賛同意見。なお書きの御意見については、特にMVNOに対するサービス提供項目について、他の免許人と一体的な利用が利用者の利便性向上に資する利用形態であるものは評価に加えるなど、評価基準の見直しなどの評価の在り方を検討いただきたい。また以降では、必要に応じた評価基準の見直し等を希望するとの御意見でございます。

考え方としまして、MVNOに関する御意見については、意味するところが必ずしも明らかではない部分もあるがとしつつ、評価基準の考え方といたしまして、自社グループ内にとどまらず、多数のMVNOに対しサービス提供を行うことが有効利用に資するものと考えることから、原案のとおりとしてございます。なお書きにつきましては、評価基準の適時適切な見直しについて記載してございます。

続いてN o 1 2、楽天モバイルからの御意見は、N o 8のJ T O W E Rからの御意見と同様、4 G基地局のインフラシェアリングについて評価すべきとの御意見でございます、考え方はN o 8と同様でございます。

最後に、5 ページ目のN o 1 3、個人の方からの御意見は割当てに関する御意見ですので、本件意見募集の対象外としてございます。

長くなりましたが、事務局からの御説明は以上となります。林部会長へお返しいたします。

○林委員 御説明ありがとうございました。

部会からの御説明は以上でございます。これにつきましても御審議賜りましたら幸いです。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。林部会長、及び事務局の宮良様、どうもありがとうございました。

それでは、今の御説明に関しまして御意見等ございますでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。特段意見、質問はございません。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 部会の先生方によくまとめていただいていると思っておりますので、特に意見はございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 同じく、大変よくまとめていただいていると思います。私から追加の意見はございません。どうもありがとうございました。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

私からも特に意見はございません。よくまとめていただいて、かつ、現在、今年度の評価に向けて追加・修正するような議論をしておりますので、ご指摘

の事項に関しては、真摯に受け止めて、よりよい評価ができるようにしたいと思っております。

林部会長、どうもありがとうございました。

○林委員 ありがとうございました。

○笹瀬会長 ほかに何か補足の説明等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見はこれでほかにはないので、本有効利用評価方針の改正案及び意見募集への提案意見に対する当審議会の考え方につきましては議案のとおりとすることと致しまして、改定後の有効利用評価方針につきましては資料のとおり決定したいと思います。

改定後の有効利用評価方針及び意見募集への提出意見に対する当審議会の考え方につきましては、この審議会終了後に公表したいと思います。資料の公表につきましては事務局で御対応をよろしくお願いいたします。

また、林委員におかれましては部会において案の整理等、どうもありがとうございました。また、事務局の宮良様はじめ、事務局の方もどうもありがとうございました。また皆様からも御質問をどうもありがとうございました。

それでは、本審議事項に関してはこれで終了にしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、以上で審議事項は終了いたします。事務局の方、総合通信基盤局の職員の方に御退室をよろしくお願いいたします。また、次に情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員の方に入室するように御連絡をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

○笹瀬会長 それでは、ただいまから新しいほうに移りますけれども、その前にまず、先日の御異動で着任された方がいらっしゃると聞いておりますので、

金澤総務課長、一言御挨拶をよろしく願いいたします。

○金澤総務課長 7月7日付で情報流通行政局総務課長に着任いたしました金澤と申します。よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

日本放送協会令和4年度決算の概要

○笹瀬会長 それでは議事を再開いたします。

報告事項「日本放送協会令和4年度決算の概要」につきまして、後白放送政策課企画官から説明をよろしく願いいたします。

○後白放送政策課企画官 放送政策課の後白と申します。よろしく願いいたします。

それでは、NHK令和4年度の決算について御報告申し上げます。NHKの決算、財務諸表につきまして、放送法第74条第1項の規定におきまして、事業年度経過後3か月以内に総務大臣に提出しなければならないとされておりました。本日は本年6月末に提出された令和4年度決算について御説明申し上げます。

資料の1ページ目を御覧ください。一番上の表は、予算との比較でございます。真ん中、太い黒枠のところは、令和4年度決算、左側に令和4年度予算、そして右側に令和3年度決算を記載してございます。

令和4年度につきまして、予算としては収支相償の予算でございましたが、事業収入6,965億円、事業支出6,702億円、事業収支差金263億円の黒字決算となっております。

事業収入につきましては、令和3年度決算と比較しますと減少しているものの、予算編成時に想定していた減少までには至らなかった状況でございます。受信料収入につきましては、令和4年度予算を検討した令和3年冬のタイミングでは、オミクロン株の発見など新型コロナによる影響が不透明で先を見通すことが困難であったため、NHKとしてリスクを厳しめに考えての収入見込額を計上していたものの、結果的には想定していたほどのリスクは発生せず、増収となったものでございます。

次に、事業支出につきましては、令和3年度決算と比較すると増加しておりますが、予算と比較すると減少してございます。特に国際放送費や契約収納費の抑制等による減少幅が大きかったところでございます。契約収納費が74億円の減と最も大きく減少しておりますけれども、こちらは従来の巡回訪問を中心とした契約収納活動から、例えばインターネット上のデジタル広告の活用などの構造改革を推進しまして、受信料の公平負担と経営経費の削減に取り組んだことが要因になってございます。

建設積立金資産につきましては、渋谷の放送センターの工事費相当分の約1,700億円を既に確保済みであり、変更はございません。

財政安定のための繰越金につきましては、令和3年度末には2,231億円だったものに、令和4年度決算の事業収支差金263億円と資本収支差金124億円の合計387億円を繰り入れいたしまして、令和4年度末には2,618億円となっております。なお、還元目的積立金制度が盛り込まれた電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）が本年4月20日に施行されまして、令和5年度予算におきましては、この財政安定のための繰越金のうち、財政安定の観点から必要なものを除きまして、1,920億円を還元目的積立金として積み立てることとされています。

決算のポイントでございます。2つ目の丸の箇所、受信契約件数につきまし

ては令和3年度末比で減少してございまして、マイナス10.7万件となっております。支払率につきましても79.0%と低下しているところでございます。この要因といたしましては、新型コロナの影響の長期化や物価高の影響等により、解約数が新規契約数を上回って契約数が減少したことに加えまして、未収数が増加しまして支払数が減少したということでございます。

次のページを御覧ください。有料インターネット活用業務、いわゆるNHKオンデマンドにつきまして、令和4年度決算における事業収入が54.6億円、事業支出が31.9億円、事業収支差金が22.7億円となっております。引き続き順調に黒字基調となっております。また、繰越欠損金につきましては、今回の決算を受けまして、残りの欠損金は7.1億円となっております。なお、令和5年度におきましてはこの欠損金は解消する見込みでございます。

3ページ目からは業務報告書の概要でございます。業務報告書は放送法第72条第1項におきまして、事業年度経過後3か月以内に総務大臣に提出しなければならないとされているものでございます。幾つか主立ったものをピックアップして御説明いたします。

まず、放送番組等の概況につきましては、国内放送の2つ目、番組改定により、ニュース・報道番組を強化したほか、家族向け、若い世代向けの時間設定をするなど、多彩な番組を編成したとしております。また、3つ目、ウクライナ情勢に関しましては、総合テレビジョンの正午のニュースの放送時間を延長するなどの措置を実施したとしております。加えて、その他の箇所に記載しておりますけれども、令和3年12月に放送されましたBS1スペシャル「河瀬直美が見つめた東京五輪」で誤った字幕内容のシーンが放送されたことを受けまして、再発防止に取り組んだとしてございます。

次に営業及び受信関係業務の概況でございます。4つ目、電波監理審議会でも度々御報告してございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け

まして、延滞利息が発生しない措置を令和5年9月末まで継続することとして
ございます。また、他者に委託し送達しました放送受信契約に関する文書の一
部が信書に該当し、郵便法に違反するものがあったなどとしまして、令和4年
12月と本年2月に2度にわたりまして総務省から行政指導を行いました。こ
ちらについても再発防止に取り組んだとしてございます。

次の4ページ目、業務組織の概要及び職員の状況でございます。令和4年8
月に、令和元年に亡くなった男性管理職が労災認定されたことを受けて、産業
医による面接指導等の健康確保措置施策を強化したとしてあります。また女性
職員の比率は22.0%ということで、令和3年度末と比較して少し増えている
状況でございます。

子会社等の概要でございます。こちらでも電波法及び放送法の一部を改正する
法律（令和4年法律第63号）の施行を受けまして、令和4年12月に関連事
業持株会社としてNHKメディアホールディングスを設立し、5社をその子会
社としました。また、一般財団法人4者を統合しまして一般財団法人NHK財
団とし、NHK交響楽団をその子法人とする契約を締結しました。こちらにつ
きましては令和5年4月1日、実際に統合及び子法人化が行われてございます。

最後にその他でございます。NHKの経営計画、中期経営計画でございます
が、こちらの修正が本年1月に行われまして、感染症の拡大やウクライナ情勢
等新たな課題を踏まえまして、令和5年10月からの受信料値下げや、令和5
年度末のBS1波削減等が示されたことを記載してございます。

以上、簡単でございますけれども、報告を終了させていただきます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問はございますでし
ょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。

一点だけお願いします。受信契約件数が減少、また一方で支払率も若干ではあります但低下しています。この支払率の低下は、当然効率化のために訪問によらない営業を増やしたりといった要素はあると思いますが、全体の効率化、コスト削減は重要であると考える一方で、やはり公共放送に関する負担の公平性ということもあります。支払率に関しては今後もしっかりと注視していただきたいと思います。

○笹瀬会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。なかなか厳しい時代に、予定どおり頑張っていたんだと思っています。公共放送としての責任をきちんと感じながら今後も頑張りたいと思っています。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。業務報告書の概要のうち、資料4ページのいわゆる内部統制体制等の点に関連して、協会に対する要望が一点ございます。いわゆる稟議事案でございますけれども、先日、大きくNHKのニュースで報道されていて、身を切る報道にその点はさすがだなと思ったのですが、他方で、NHKのホームページから辿れる情報は、A4の1枚だけのようでございまして、専門委員会の報告書あるいは専門委員会の会議資料がまとめられているのであれば、それも、適宜黒塗りするなりして公開すべきだと思いました。協会の公開情報だけでは説明として物足りない気がしました。

おそらく、専門委員会の報告書は、対応を急ぐために、生のやり取りばかりで、いわゆる報告書のかたちになっていないのではないかと思います。また記者会見でのプレスとのやりとりでは、なるべく情報提供されたようでございますが、しかし国民視聴者に対して、直接、しっかりした総括としての報告書

が、世に直接出せていないのは、いかがなものかと存じます。この点、総務省を通じて、NHKに要望いただけませんか。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。今の御意見に対していかがでしょうか。

○後白放送政策課企画官 放送政策課の後白でございます。林先生の御意見を賜りました。

○笹瀬会長 ご検討してください。よろしく申し上げます。

それでは矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。今回かなり支出のほうを頑張って減らしていただいたところですが、やはり無理な支出削減が結果的に現場に対して負担を押し付けるようなことがないように、総務省としては支出を減らした中身のほうもしっかり見ていただきまして、安全な労働環境などが確保されるよう、かつ、NHKの使命が果たせるようなきちとした現場の状況が確保できるよう指導・監督をお願いできればと思っております。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

私から一点お伺いします。5年10月から受信料の値下げをすることと、それからこれまでずっと行ってきた延滞金の利息が発生しない処置は、コロナ感染が第5類に移行したことにより、延長されないと思われませんが、来年度以降、受信料の値下げに伴って受信契約者数が増えることを期待したいと思いますが、今後の見通しや結果などに関して、報告いただけるのでしょうか。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございます。今々、NHKの見込みというところが確認ができていない状況でございますので、御意見を踏まえてNHKともコミュニケーションを取ってみたいと思います。

○笹瀬会長 どうぞよろしく申し上げます。せっかく受信料を値下げしていますので、未支払いの方が少しでも減ることは期待したいと思いますので、フォローアップをよろしく願いいたします。

○後白放送政策課企画官 承知しました。

○笹瀬会長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項につきましてはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○後白放送政策課企画官 ありがとうございました。失礼いたします。

○笹瀬会長 それでは最後、次に議決事項に入りますので、出席されない職員の方の退室をよろしく願いいたします。

(情報流通行政局職員 (一部) 退室)

議決事項

電波監理審議会決定第1号の改正 (案)

○笹瀬会長 それでは議事を再開いたします。

次は議決事項の「電波監理審議会決定第1号の改正 (案)」につきまして、事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○松田幹事 それでは議決事項に関しまして、事務局の松田から説明させていただきます。

昭和57年10月27日電波監理審議会決定第1号の「諮問を要しない軽微な事項」についての一部を改正する案につきまして、資料に基づき御説明いたします。本件は、先月6月の電波監理審議会にて答申した日本放送協会放送受信契約の変更の認可に関するものです。

資料の 3 ページを御覧ください。放送法第 6 4 条第 1 項に定める日本放送協会の受信契約の条項である日本放送協会放送受信規約の変更については、同条第 3 項に基づき、総務大臣の認可事項とされており、その処分の公正性や客観性を担保するため、大臣の認可事項とするため、電波監理審議会への諮問事項とされております。そのため、これまで受信料の額の変更が生じる都度、その受信料の額を反映した受信契約の条項の変更の認可について電監審に諮問しているところです。

先月の電波監理審議会においても、受信契約の条項を令和 5 年度の協会の収支予算に一致させるための変更の認可を行うため、諮問を行い、諮問のとおり認可することが適当であるとの答申を頂きました。その審議の際、林委員から、昨年の放送法の改正によって本年 4 月より還元目的積立金制度が施行されており、制度的には 3 年に 1 度のサイクルで受信料の額の変更が行われ得る状態になっていることや、国会での予算承認を受けた受信料の額をそのまま受信契約の条項に反映する変更については総務大臣の裁量がなく、処分の公正性や客観性は国会を通じて担保されていることなどを理由として、放送法で定められている「諮問を要しない軽微な事項」として整理する方向で検討すべきではないかという御提案を頂きました。

受信料の額につきましては、放送法第 7 0 条第 4 項において、国会が第 1 項の収支予算を承認することによって定めるとされており、林委員の御指摘のとおり、受信料の額を含む協会の予算が国会において承認を受けた後に行う受信契約の条項の変更・認可については総務大臣に裁量の余地がなく、公正性や客観性は国会を通じて担保されているものと考えられます。

また、電波監理審議会に対しては、例年、総務大臣が協会の収支予算等を国会に提出する前の段階で、当該予算に付す総務大臣の意見の諮問を行っており、電波監理審議会に収支予算の内容について御説明を行う機会がございます。な

お、これまでの受信料の額の変更に伴う受信契約の条項の変更については、ほとんどの場合、国会において収支予算の承認を受けた後に、当該収支予算に記載された受信料の額をそのまま受信契約の条項に反映している状況でございます。

以上を踏まえ、事務局として検討を行いました結果、国会が収支予算を承認することによって定められた受信料の額に一致させるための受信契約の条項の変更の認可については、電波監理審議会への諮問を要しない軽微な事項として整理したいと考えております。

それでは1ページにお戻りいただいて、改正案について読み上げさせていただきます。

諮問を要しない軽微な事項について（昭和57年10月27日電波監理審議会決定第1号）の一部を次のように改正する。

記18を記19とし、記13から記17までを一項ずつ繰り下げ、記12の次に次の一項を加える。

13、放送法第64条第3項の受信契約の条項を同法第70条第4項の規定により定められた受信料の額に一致させる変更を行うもの。

なお、2ページ目が新旧対照表となります。

以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして何か御質問、御意見はございますでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 特に質問等ございません。同意いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私も同意いたします。

○笹瀬会長 林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も賛同いたします。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も賛同いたします。

○笹瀬会長 私も賛同いたします。

ということで、原案のとおり決することと致します。どうもありがとうございました。

○松田幹事 ありがとうございました。

○笹瀬会長 これで決定いたしました。ありがとうございます。

それでは、これで議決事項は終了いたしますので、職員の方は御退室をよろしくをお願いします。

(情報流通行政局職員退室)

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

閉 会

○笹瀬会長 それでは本日はこれにて終了いたしますけれども、答申書及び評価結果報告書につきましては、所定の手続をもちまして事務局から総務大臣宛てに御提出ください。

それから次回開催は令和5年9月22日、15時からを予定しております。

それでは本日の審議会はこれにて閉会と致します。どうもありがとうございました。